

改正案	現行
<p>（港湾計画の軽易な変更）</p> <p>第一条の六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第五号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。</p> <p>一 第十五条の十第一項及び第二項に掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更</p> <p>二 第十五条の十第一項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 第十五条の十第一項及び第二項に掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の十第一項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更</p> <p>六 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二條に規定する事項のうち、第十五条の十第一項及び第二項に規定する港湾施設に係るもの追加、削除又は変更</p>	<p>（港湾計画の軽易な変更）</p> <p>第一条の六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第五号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。</p> <p>一 第十五条の六第一項及び第二項に掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更</p> <p>二 第十五条の六第一項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 第十五条の六第一項及び第二項に掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の六第一項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更</p> <p>六 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二條に規定する事項のうち、第十五条の六第一項及び第二項に規定する港湾施設に係るもの追加、削除又は変更</p>

(電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等)

第十五条の二 法第五十条の二第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知(第十五条の四並びに第十五条の五第一項及び第三項において「申請等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

一 一三 (略)

2 法第五十条の二第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知(第十五条の四並びに第十五条の五第二項及び第三項において「処分通知等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

一 一三 (略)

(法第五十条の二第一項第二号の国土交通省令で定める情報)

第十五条の二の二 法第五十条の二第一項第二号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一 潮位に関する情報

二 入出港船舶の動静に関する情報

(電子情報処理組織の使用料)

第十五条の三 法第五十条の二第二項の規定により港湾管理者が負担する同条第一項第一号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

2 法第五十条の二第二項の規定により波浪情報等の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)が負担する同条第一項第二号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費のうち波浪情報等の提供に必要なものを基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

(電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等)

第十五条の二 法第五十条の二第一項の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知(第十五条の四並びに第十五条の五第一項及び第三項において「申請等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

一 一三 (略)

2 法第五十条の二第一項の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知(第十五条の四並びに第十五条の五第二項及び第三項において「処分通知等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

一 一三 (略)

(港湾管理者が負担する電子情報処理組織の使用料)

第十五条の三 法第五十条の二第二項の規定により港湾管理者が負担する電子情報処理組織の使用料は、電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

3| 前二項の使用料は、年額によるものとする。

(電子情報処理組織を使用する者の届出)

第十五条の五 法第五十条の二第一項第一号の電子情報処理組織を使用して申請等をしよつとする者は、あらかじめ次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 法第五十条の二第一項第一号の電子情報処理組織を使用して処分通知等をしよつとする港湾管理者は、あらかじめ次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

第十五条の五の二 法第五十条の二第一項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受けよつとする者は、あらかじめ次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 波浪情報等の提供を受けよつとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 提供を受けよつとする波浪情報等の収集地点

2| 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(認定申請の手続)

第十九条 法第五十五条の七第一項の認定を受けよつとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

2| 前項の使用料は、年額によるものとする。

(電子情報処理組織を使用する者の届出)

第十五条の五 電子情報処理組織を使用して申請等をしよつとする者は、あらかじめ次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 電子情報処理組織を使用して処分通知等をしよつとする港湾管理者は、あらかじめ次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

(認定申請の手続)

第十九条 法第五十五条の七第一項の認定を受けよつとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

<p>一 法第五十五条の七第二項第一号に掲げる港湾施設である同項の特定用途港湾施設の建設又は改良を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した当該特定用途港湾施設の工事実施計画</p> <p>イカ (略)</p> <p>二 法第五十五条の七第二項第一号に掲げる港湾施設である同項の特定用途港湾施設の建設又は改良を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した当該特定用途港湾施設の工事実施計画</p> <p>イ 特定用途港湾施設の総体の名称及び位置（縮尺五万分の一以上の平面図をもつて表示すること。）</p> <p>ロ 荷さばき施設の規模及び構造</p> <p>ハ 令第四条の二第二項第一号の施設の種類及び規模</p> <p>ニ 令第四条の二第二項第二号の施設の種類及び規模</p> <p>ホ ロからニまでに掲げる施設の配置（縮尺一万分の一以上の平面図をもつて表示すること。）</p> <p>ヘ 工事に要する費用の概算</p> <p>ト 工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日</p> <p>三丁五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 次に掲げる事項を記載した特定用途港湾施設の工事実施計画</p> <p>イカ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三丁四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---